

川 北 発 第 7 3 号
令和 7 年 1 0 月 3 日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船 津 由 徳 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 7 年 5 月 3 0 日執行の都市整備部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（北部土地区画整理事務所）

北部土地区画整理事務所の保留地売払収入において、保留地処分の手続が、川口市土地区画整理事業保留地処分に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

保留地処分について、川口市会計事務規則及び川口市土地区画整理事業保留地処分に関する規則に則った手続を行うよう、他の土地区画整理事務所と統一を図ったうえで、抜本的な手続の見直しを行いました。

そのうえで、令和 7 年 7 月 1 0 日から保留地売却決定通知書を交付し、適正に事務を執行いたしました。

収入事務について（北部土地区画整理事務所）

北部土地区画整理事務所の保留地売払収入において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則及び川口市土地区画整理事業保留地処分に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。



講じた措置の内容

令和7年7月10日から、保留地売払収入に係る納付書に川口市会計事務規則及び川口市土地区画整理事業保留地処分に関する規則に則った納期限を指定し、適正に事務を執行いたしました。

財産管理について（北部土地区画整理事務所）

北部土地区画整理事務所の原材料品の受払いにおいて、原材料品受払簿の整理が、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和7年7月25日に令和5年度及び令和6年度の原材料品受払簿の訂正を川口市財産規則に則り行いました。

また、川口市財産規則で定められた訂正方法及び記入時に複数人による内容確認を行うことについて、事務所職員に周知・徹底いたしました。